

【お客様へ大事なお知らせ】

ポータブルマルチ水質計（MM-41DP型およびMM-42DP型をご使用中のお客様へお知らせとお願ひ

- ガラス電極式pH計を取引・証明に使用する場合は、計量法に基づく検定に合格したものを用いる必要があります。
 - ポータブルマルチ水質計（MM-41DP型およびMM-42DP型）はpH計として計量法の型式承認を、指示部と検出部（電極）で別々に受けています。
 - ポータブルマルチ水質計（MM-41DP型およびMM-42DP型）は本体と測定ユニットの両方を組み合わせたものを指示部として、型式承認を取得しています。そのため**指示部の検定を受ける際は本体と測定ユニットを組み合せる「合番号」が必要です。**
- ※MM-42DP型の場合、本体と2つのpH測定ユニットが必要です。pH測定ユニット1つやORPや電気伝導率など別の測定ユニットとの組み合わせでは検定を受けることが出来ません
- 「合番号」が記載されていない。あるいはpHプローブの更新などにより「合番号」が異なる組み合わせで計量法pH毎個検定をお受けになる際は、計器本体(MM-41DP/MM-42DP)ならびにpHプローブ(MM4-PH)について、**当社での事前対応が必要となります。**

出荷状態では毎個検定を受検することが出来ない場合があります。

- 大変お手数ではございますが、計量法pH計毎個検定をお受けになる際は、必ず下記お問い合わせ先までご連絡くださいますようお願い申しあげます。

2020年3月以前に製造されたポータブルマルチ水質計（MM-41DP型およびMM-42DP型）は計量法pH計毎個検定対象外です。本体、pHプローブの両方が2020年4月以降に製造されたものに限ります。

(お問い合わせ先)

東亜ディーケー（株） 営業戦略部 営業企画課

電話 : 0120-590-219

受付時間 : 9:00~12:00, 13:00~16:00
(土日、祝祭日、当社休日を除く)

※お問い合わせの際、あらかじめ型名、製造番号をお控えのうえご連絡ください。

計量法pH毎個検定を受検する場合、合番号が必要です

- マルチ水質計MM-41DP型の場合

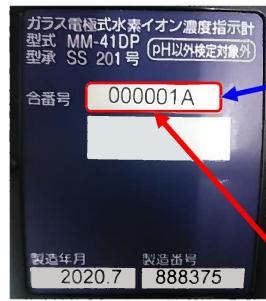
本体 (MM-41DP)	pHプローブ (MM4-PH)
裏側  2020年7月以前に 製造されたもの	pHプローブ (MM4-PH) はアンプが内 蔵されているpH測 定ユニットとpH複 合電極に分けられま す。 (下図)
本体 	pH測定ユニット
2020年7月以降に 製造されたもの 	pH複合電極

指示部として毎個
検定を受ける範囲

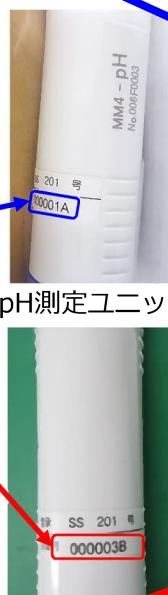
同じ「合番号」が記載されていれば、このまま
毎個検定を受検することが出来ます。



本体とpH測定ユニッ
トに同じ番号「合番
号」が必要です



本体裏側



pH測定ユニット

「合番号」の記載がない。あるいは「合番号」が異なっ
たままでは毎個検定を受検する事が出来ません。
当社へご連絡ください。

計量法pH毎個検定を受検する場合、合番号が必要です

- マルチ水質計MM-42DP型の場合

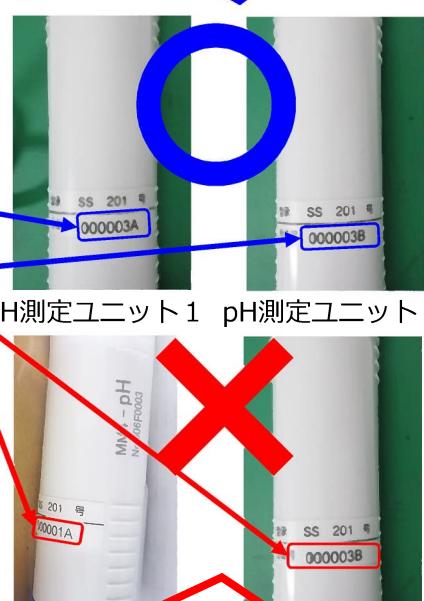


2つの「合番号」が合っていれば、このまま毎個検定を受検することが出来ます。

指示部として毎個検定を受ける範囲



本体とpH測定ユニット
2つに同じ番号「合番号」
が必要です



「合番号」の記載がない。あるいは1つでも「合番号」が
異なったままでは毎個検定を受検することが出来ません。
当社へご連絡ください。